

専門家を派遣し 無期転換ルールへの対応を支援します

～無料コンサルティングのご案内～

- ✓ 2回の訪問で効率的に実施
- ✓ コンサルティング費用は無料（交通費等も含む）
- ✓ 無期転換後の受け皿として、「多様な正社員制度」の導入も支援

無期転換ルールの概要

無期転換ルールとは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって、無期労働契約に転換するというものです。

このルールを規定した改正労働契約法が平成25年に施行されてから、平成30年4月で5年が経ち、多くの有期契約社員に無期転換申込権が発生しています。

専門家による支援内容

無期転換ルールへの対応を円滑に行うためには、就業規則の整備などによる社内制度化を図っていく必要がありますが、これらに関する知識やノウハウを保有する企業も、いまだ多くない状況です。

そこで、厚生労働省では、無期転換ルールへの対応を検討している企業に対し、有期契約社員の円滑な転換に向け、社内制度化を検討する上での助言や支援を行う無期転換コンサルタントを無料で派遣します。



近隣のコンサルタントもご紹介できますので、お気軽にお問合わせください。
多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

応募締切

2019年 7月31日（水）【1次募集】 ※定員に達し次第、募集を打ち切ることがございます

お申込み・詳細

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>



「無期転換ルール」へ対応することによるメリット

意欲と能力のある労働力を 安定的に確保しやすくなります

【企業にとって】

あなたの会社の実務や事情等に精通する無期労働契約の社員を比較的容易に獲得できます。

【労働者にとって】

雇用の安定性に欠ける有期労働契約から無期労働契約に転換することで、安定的かつ意欲的に働くことができます。

長期的な人材活用戦略を 立てやすくなります

【企業にとって】

有期労働契約から無期労働契約に転換することで、長期的な視点に立って社員育成を実施することが可能になります。

【労働者にとって】

長期的なキャリア形成を図ることができます。

コンサルティング活動の流れ

コンサルティング実施前

事前アンケートの回答
コンサルティング実施時期の調整

コンサル
ティング

第一回訪問

第二回訪問

雇用管理の現状に係る点検（各種転換制度の把握など）
社内制度化に向けた課題把握
制度導入に向けた助言・援助
就業規則の整備等についての助言（就業規則規定例の共有など）

コンサルティング実施後

円滑な無期転換ルールの導入・運用

応募締切

2019年 7月31日(水)【1次募集】

募集定員

100社

※定員に達し次第、募集を打ち切ることがございます

【お申し込み・お問い合わせ】

下記お申込み用URL以外に、以下のFAXでも受け付けております。お気軽にお問い合わせ下さい。

応募背景【複数選択可】

- ☐ 人材の確保・定着 ☐ ワーク・ライフ・バランス支援 ☐ モチベーションの維持・向上 ☐ 労働契約法などの対応
☐ 能力開発・人材育成 ☐ 業務繁閑への対応 ☐ 賃金・労務コストの節約 ☐ 非正規・有期契約労働者の円滑な転換
☐ その他（ ）

企業名：	主たる業種：
全従業員数：	担当者氏名：
うち有期契約社員数：	部署名：
住所：〒	役職名：
	メールアドレス：
	電話番号：

平成31年度「無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業」
事務局 PwCコンサルティング合同会社（受託者）

E-mail : consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp

TEL : 03-6869-5037 FAX : 03-6869-0876

お申込み・詳細

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>

